

会 議 録

会 議 の 名 称	弘前市いじめ防止等対策審議会第1回定例会議
開 催 年 月 日	令和7年7月1日（火）
開 始 ・ 終 了 時 刻	午後3時30分 から 午後5時15分 まで
開 催 場 所	岩木庁舎2階 会議室4
議 長 等 の 氏 名	会 長 中村 和彦
出 席 者	副 会 長 福島 裕敏 委 員 大里 絢子 委 員 大湯 恵津子 教 育 長 吉田 健
欠 席 者	委 員 鍋嶋 正明
事 務 局 職 員 の 職 氏 名	学校教育推進監 福田 真実 学校指導課長 工藤 利彦 学校指導課長補佐 斉藤 雅子 学校指導課指導主事 齋藤 貢一
会 議 の 議 題	(1) 令和6年度の「いじめ」に関する状況報告 (2) 令和7年度年度始めの「いじめ」に関する状況報告 (3) 子どもの笑顔を広げる弘前市民条例「行動計画」の改訂について
会 議 資 料 の 名 称	・資料1 令和6年度 弘前市立小・中学校のいじめの状況 ・資料2 令和6年度 月毎のいじめの認知（第一報）件数 ・資料3 令和6年度いじめに係る報告書の状況 ・資料4 令和7年度いじめに係る報告書の状況（4～5月） ・資料5 子どもの笑顔を広げる弘前市民条例 令和7年4月改訂版

会 議 内 容 (発 言 者 、 発 言 内 容 、 審 議 経 過 、 結 論 等)	(議長) 「本市における『いじめ』に関する状況報告」及び「審議」については個人情報が含まれることから、運営規則第4条第4項に基づき、これを公開しないことによろしいか。 (異議なし) (議長) 初めに、令和6年度の「いじめ」に関する状況報告について説明をお願いします。 (事務局) 「いじめの認知件数」は、小・中学校を合計すると、令和4年度的大幅増加以降、概ね横ばいで推移している。新型コロナウイルス感染症5類移行後のストレス要因や、学校の積極的な認知の結果と捉えている。 「いじめの様態」については「言葉による暴力」が多く、次点の「暴力行為」については、特に令和6年度、増加傾向が見られた。コミュニケーション能力や感情コントロール能力向上への働きかけが必要であると捉えている。加えて、小・中学校ともに金品関連やSNSでの誹謗中傷が増加している。 「発見のきっかけ」としては、保護者からの訴え・相談が最も多く、次いで本人からの訴えとなっており、教師との信頼関係構築の現れであり、早期発見・対応に繋がる良い傾向と捉えている。 「解消状況」については、解消率は小・中学校ともに8割を超え、3ヶ月を経過し、支援を継続しているケースについても、ほぼ再発はない状態である。 昨年度の認知件数を月毎と学期毎にまとめると、5月や学校行事後に増加する傾向がある。教育委員会としては、教職員による声掛け・居場所づくり・集団づくりを一層推進するとともに、いじめ発生時には、教員が一人で抱え込まず、組織的かつ迅速・丁寧な初期対応を行うことが重要であると捉えている。令和6年度の報告は以上である。 (議長) ただ今の説明に対して質問・意見はないか。 (委員) 認知件数について、小・中学校の月毎の違いをどのように分析しているのか。 (事務局) 中学校の8、9月は、夏休み中にも登校日があり、関係性が続いているが、小学校は登校が無いことが差異の要因と考えられる。4月については、中学校の修学旅行等、大きな行事があることが要因と考えられる。 (委員) 発見のきっかけについて、アンケートによる発見が小学校は元々少な
---	---

	く、中学校も減少している。この様子をどのように分析しているのか。アンケートの更新・効果検証は実施しているのか。 (事務局) 小学校は、学級担任（以下担任）が児童という時間が長いため、アンケートよりも前に把握しているケースが多いと捉えている。中学校も教員の意識の高まりからか、事前把握が多くなってきている。更新・効果検証は実施していない。 (委員) 発見のきっかけについて、小学校では担任が減り、本人からの訴えが増えている。担任が減っていることについてはどのように捉えているのか。 (事務局) 担任が発見する前に、本人や保護者からの訴えが多い現実がある。 (委員) いじめについては、見付けにくさがあると言われていたが、担任は兆候には気付いていたのか。 (事務局) ケースにもよる。兆候をつかんでいれば、より早い段階で対応ができていたと考えられる。担任がもめている様子に気づき、事後の指導の中で、いじめと判断しているものもある。 (委員) 隠れているケースが増えたという捉えであろうか。 (事務局) SNSについては、学校外が多く、つかみきれない部分がある。児童生徒の様子を見て、何か様子がおかしいと感じた担任が声を掛け、本人も「大丈夫です」と答えたものの、じわじわと嫌悪感がわき、保護者に伝え、保護者から学校へ、又は本人から学校へというケースも多い。上手く伝えられていないケースがこのような数値として表れている。 (委員) 隠れているケースはいじめの質が変わっているのだろうか。先生方が一生懸命取り組んでいても見えないような質の変化があるのか。 (事務局) 中学生であれば声を掛けられても「大丈夫です」と強がることもあるが、SNSなど、学校外が舞台になることも増えており、学校ではつかみきれない事案が増えている。小学校ではいじめの質の変化というよりも、担任の感度の違いに加え、児童自身がうまく伝えきれない現実がある。 (委員) 集団で個人を攻撃するといった元々のいじめの構図とは異なり、休み
--	--

時間のいざこざなど、いじめのイメージが変わってきているように見える。逆に担任が発見したケースの経緯はどのようなものか。

(事務局)

担任に本人が訴えたものや、登校直後の雑談の中で、担任が事態に気付き、「それはおかしいのでは？」と本人に返したことから認知したケースがある。また、周囲の児童生徒の「それはおかしいんじゃないか」という気付き、指摘によって本人が自覚するケースもある。

(委員)

本人は遊んでくれていると感じていて自覚していないケースもあるようだ。また、教師の前ではしっかりしたいいい子でありながら、教師がいない場面では叩いたり蹴ったり、教師が問うても、「相手から手を出した」と言い逃れ、すり抜けているケースもあると聞く。非常に怖い話である。

(事務局)

当事者である児童生徒の話を、どちらか一方からだけ聞く教員は少なくなっていると思うが、教員不在の場面に対する対応も含め、教員の資質向上が必要である。

(委員)

教師の指摘を聞かない児童生徒もいると聞く。若い教師も多い。集団への働きかけについては、学生を育てる際にも重要と考える。いじめに限らず、安全安心な学級づくりについて、指導課の考えを伺いたい。

(事務局)

まさしく重要なのは学級経営であると捉えている。若手・講師もいる中、いじめに限らず、集団をつくる重要性や教職員の資質向上については、1学期間をかけ、全市立小・中学校を回る計画訪問において、その重要性を伝えている。

(事務局)

近年、教職員全体が関わる校内研修においても、教科研究よりも学級経営そのものを研修テーマに据え、今の子どもたちの状況を踏まえた指導にウェイトを置く学校が増えてきている。安易に、聞き取り、摺り合わせ、謝罪というパターン化した発想ではなく、関わり合う中で、互いが互いを尊重し合っていくような、プラスに転じていく働きかけを行うことが重要であると考えている。謝罪が悪い訳ではないが、そこが解決ではないと捉えている。

(委員)

中には、児童生徒が納得しておらず、本心では謝っていない、先生が謝罪を促したから形だけ謝罪しているという状況もあると聞く。

(委員) 学校から指導されると、謝罪すべきという圧力がかかるということなのか。

	(事務局) 暗にそういったメッセージとして受け取っている可能性があると思えられる。決して謝罪が悪いわけではないが、それは解決にはならない。それ以降の関わりを大切にしたいと考えている。 (委員) 親が我が子に「簡単に許すな」とアドバイスしたり、「先生は子どもを産んだことがないので、子どもの気持ちは分からないでしょう」と指摘の方向を変えたりするなど、教師がきちんと対応していても保護者が納得しないケースもあるようだ。 (委員) 社会に出れば苦手な人、嫌いな人とも仕事は一緒にしなくてはならない場面がある。大人は仕事上の目標があるので、苦手は苦手のまま、上手に距離をとって協力していきましょうとなるが、小学生には難しいので、仲良くしましょうという指導になるのだろうか。 (委員) 学級経営について学ぶ機会はあるのか。 (委員) 教員養成課程においては、学級経営という科目が無く、生徒指導や教育相談、特別活動など、分散している。指導主事に来てもらい、オプションのように4コマ程度実施するものがある。多くは、4年次の公立学校実習において担当教諭の経営を学んだり大学でディスカッションしたりする程度である。 (事務局) 教職員対象には、市教委が主催する学級経営講座などがあり、1年の中で何回かに分けて学ぶ講座もある。 (委員) 小学校と中学校では大きな違いがあるのではないかと。小1と小6でも違う。 (事務局) 9年間のスパンで考えたとき、中学校では、社会に出て行くことを意識し、世の中、集団には様々な人がいて、関わり合いながら生きていくのだということが学級経営のベースとなっていく。その過程で、好きな者同士だけで生きていくわけではないのだと指導できるが、小学校1年生に対して、必ずしも仲良くしなくてもよいとは伝えられない。まずは仲良くしようというところから始まり、9年間の中で濃淡が変わっていく。その切り替えのタイミングや指導の見極めが教員に求められる。 (委員) 中学校は、担任が気付かなくても、教科の担当教諭が気付いて対応につながることもある。対して小学校は担任が一人で対応するため、教員
--	--

	の資質が問われるのではないか。 (委員) 関係性や思いやりの心について指導することは大切だが、行為の不適切性についての指導とは分けて考え、大人になれば犯罪として扱われる部分、暴力などについては、しっかりと指導すべきではないだろうか。特別な配慮を要する子もいる中で、どこに軸を置いて指導すべきか、教員にとって悩ましい課題である。 (委員) 特別支援学級の児童が交流学級で授業を受ける際、誰かが付くなど、対応はされているのか。どのような配慮をしているのか。 (事務局) 継続した人手不足の状況はあるものの、各学校で工夫している。例えば小学校では、低学年の児童が交流学級に行く際に優先して支援員を付ける工夫や、その代わり、上の学年の児童が交流学級に行く際には、交流学級の担任に指導を任せるなど、工夫している。帯同しない授業については、座席の配慮や周りの子たちの関わり方も育てていきながら、担任同士で打合せをしたり集団の中で育てていったりという状況である。 (委員) 特別支援学級の児童生徒が、交流学級の中で被害にあったり、加害になったり、インクルーシブ教育で求められている学びの浸透は、まだ難しいのだろうか。 (事務局) 集団づくりという面で、担任の力量を問われると、指導力不足が否めないケースもないわけではない。 (議長) 続いて、令和7年度年度始めの「いじめ」に関する状況報告をお願いする。 (事務局) 今年度、4月から5月までの市立小・中学校のいじめの状況について、報告する。小・中学校ともに昨年度より増加傾向にあり、積極的な認知に向けた教職員の意識の高まりが要因と考えられる。 特徴として、中学校は1年生が半数を占めており、3年生はSNSによる事案が増加傾向にあること、特別支援学級在籍の児童生徒が加害・被害になる案件が多い点が挙げられる。 教育委員会としては、引き続き、学校と情報共有しながら、対応について指導・助言していく。令和7年度5月までの報告は以上である。 (議長) ただ今の説明に対して質問・意見はないか。
--	---

	(委員) 小規模校などにおいては、変化の少ない人間関係の中、関係が長くて深いため、事案そのものだけではなく、その前から引き続いてきている人間関係が背景となるケースがあるのではないかと。 (事務局) 事案以前のことが気持ちの中にあり、更に、学級や学校内での立場が変わることによって、お互いの言動による心理的影響が高くなり、反感が強くなるケースも見られる。また、仲がよかっただけに、反動が大きい場合もある。 (委員) 関係が深かった分、簡単な謝罪では済まない感情があるのだろう。 (事務局) 引き続いていく人間関係においては、いわゆる形式的な謝罪ではなく、距離を置いたり時間を掛けたりして関係性を修復していくしかないと考えられる。人数が少ない中では、加害・被害いずれにおいても、避けてばかりいられない現実があり、児童生徒もそこに気づき、関わりを考えていくケースもある。 (委員) 成長の過程からいって、単純に謝罪したり謝罪を受け入れて元のように仲よくしたりは難しいだろう。完全な関係修復とはならなくても、表面的にでも付き合えるようになっていくことから始まるのではないかと。 (委員) 中学校3年生や小学校6年生など卒業が迫ってくる学年においては、「関係が悪化したままで卒業したくない」「よい思い出で終わりたい」などの心理も影響しそうである。被害の欠席が続く場合、学校では、別室登校や、オンラインによる授業参加などの手立てもあるものか。 (事務局) 学校における別室対応などは様々な工夫の下に行われている。オンライン授業は、別室にしながら教室の雰囲気を感じられ、授業の遅れにも対応する手立ての一つであるが、そこだけが居場所になってしまわぬよう配慮も必要である。 (委員) 被害の児童生徒が教室にいられないというのは、どのような状況なのだろうか。 (事務局) 場合によっては、腹痛や頭痛など身体に症状が出るものもある。頭では教室に行きたい、行った方がよいと思っても、体がそこに向かえない様子が報告されている。 (委員)
--	--

	特定の教科によって参加できる・できないといった状況はあるものなのだろうか。緊張感で授業に集中できないような様子なのだろうか。 (事務局) その児童生徒にもよる。体育、道徳や総合的な学習の時間などから参加するケースもある。 (委員) 主要教科のほうが参加しやすいイメージがあるが、活動的な場面で、できる・できないが明確にならない授業の方が参加しやすいのかもしれない。 (事務局) いわゆる主要教科は、別室で静かに集中する方が効率的だと考えているのかもしれない。教科によっての違いというよりは、一日にまず1時間、そこから少しずつ教室へ行く時間を増やしていくことが多い。 (委員) 特別支援学級の児童生徒が関係する事案が多いのは、在籍数が増えたことが要因なのか。 (事務局) それも要因の一つではあるが、それだけではないと捉えている。 (委員) 報告が全く無い学校と、複数回報告されている学校がある。報告されているところは積極的に認知しているものと思われるが、同じ学校から複数回報告されているとき、同一の児童生徒が関係しているのか。 (事務局) 被害、加害、両者が同じで繰り返していたり、立場が変わっていたり、関係性の中で繰り返していることはある。 (委員) 特別支援学級の児童生徒同士のトラブルが、目立っているように見える。 (事務局) 特別支援学級の中で起こっているだけではなく、交流学級で起こっている場合もある。特別支援学級の子が被害で、加害にも特別支援学級の子、更に交流学級の子も関係しているなど様々である。分析には至っていないが、教員の資質の部分もあるかもしれない。 (委員) お互いにやりあっているようなケースもあるようだ。SNSが絡んでいるのはどのようなケースなのか。 (事務局) SNSで卑猥な言葉を掛けられた子が、嫌な気持ちになったことから、他の友達に相談したり画像を送ったりし、結果的に広められたことで、
--	--

	元々卑猥な言葉を言った子が傷ついたという事案である。 (委員) 当事者の間で起こっていたことなのだね。 (議長) 次に、「子どもの笑顔を広げる弘前市民条例「行動計画」」の改訂について、事務局から説明をお願いします。 (事務局) 「子どもの笑顔を広げる弘前市民条例」に基づく「行動計画」の計画期間は3年間である。昨年度が最終年度であったことから、教育委員会各課及びこども家庭課で構成される「笑顔条例プロジェクトチーム」を立ち上げ、行動計画全体の見直しを行った。 今年度4月に、本日配布の改訂版を策定したものである。このことについては、今月29日(火)に開催する、「ひろさき教育創生市民会議」の場でも報告することとしている。 (議長) ただ今の説明に対して質問・意見はないか。 (委員) 大きな変更はあったのか。 (事務局) 大幅な変更は無く、文言の修正などである。 (委員) 相談窓口への子どもから電話は多いのか。 (事務局) いじめに関して、市の教育センターに、子どもから直接架かってくる数は少ない。保護者からの相談が多い。 (委員) この計画の周知はどの範囲になっているのか。特に相談窓口の存在について、子どもたちに伝わっているのか。 (事務局) 行動計画は市のホームページに掲載し、小・中校長会議において、各学校の校長に配布されている。相談窓口については、啓発用のカードを、毎年、児童生徒に配付している。 (事務局) 学校は、学校だよりや冊子などを介して、いじめに対する方針を保護者に示している。 (事務局) より子どもに必要な情報である相談窓口について示したカードは、児童生徒一人一人が持てるようにしている。
--	---

	(議長) 全体を通して、ご意見はあるか。 (委員) 学校は、17時以降は電話を受けないことにしているのだろうか。保護者の電話に学校から連絡があり、仕事であった保護者が掛け直そうとしても17時を過ぎており、連絡できないことがあると聞いた。 (事務局) 市内で一律に決めている訳ではないが、保護者との電話対応などは、何時までと示している学校もある。 (委員) 保護者が相談したいときにできないことがあると聞く。学校の先生方は遅くまで仕事をしているのに。 (事務局) 何時までも対応するというのは難しい。緊急時は勿論対応するが、いつまでもOKとなると、先生方が帰宅できない。メールの活用など、別の方法があるはずである。 (委員) 一方で学校からの連絡が遅い時刻に来ることもあるという。掛けないでほしいと言いながら、学校は遅い時刻でも掛けてくる。 (委員) よほど、その日の内に伝えなければならない内容であったのだろう。 (委員) 教職員にも勤務時間というものがある。保護者にも理解していただきながら、進めていくことが必要ではないか。 (委員) 他にご意見はあるか。他の意見等が無いようなので、これで本日の協議会を終了する。
--	--